

|            |                                               |
|------------|-----------------------------------------------|
| 【表紙】       |                                               |
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                                       |
| 【提出先】      | 関東財務局長                                        |
| 【提出日】      | 平成21年 2 月27日                                  |
| 【計算期間】     | 第19期（自 平成20年 5 月28日 至 平成20年11月27日）            |
| 【ファンド名】    | ビクテ・ニッポン・グロース・ファンド<br>（本書において、以下「ファンド」といいます。） |
| 【発行者名】     | ビクテ投信投資顧問株式会社                                 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 岡崎 義晴                                 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号                         |
| 【事務連絡者氏名】  | 佐藤 直紀                                         |
| 【連絡場所】     | 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号                         |
| 【電話番号】     | 03-3212-3411                                  |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。                                   |

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a ファンドの目的は、日本の株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指すものです。  
信託金の限度額は1,000億円です。

## b 商品分類等

ファンドの商品分類 は、追加型投信 / 国内 / 株式です。  
社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

| 単位型・追加型      | 投資対象地域    | 投資対象資産<br>(収益の源泉)            |
|--------------|-----------|------------------------------|
| 単位型投信        | <b>国内</b> | <b>株式</b>                    |
| <b>追加型投信</b> | 海外<br>内外  | 債券<br>不動産投信<br>その他資産<br>資産複合 |

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

| 投資対象資産    | 決算頻度       | 投資対象地域       |
|-----------|------------|--------------|
| <b>株式</b> |            | <b>グローバル</b> |
| 一般        | 年1回        | <b>日本</b>    |
| 大型株       | <b>年2回</b> | 北米           |
| 中小型株      | 年4回        | 欧州           |
| 債券        | 年6回(隔月)    | アジア          |
| 一般        | 年12回(毎月)   | オセアニア        |
| 公債        | 日々         | 中南米          |
| 社債        | その他        | アフリカ         |
| その他債券     |            | 中近東(中東)      |
| クレジット属性   |            | エマージング       |
| 不動産投信     |            |              |
| その他資産     |            |              |
| 資産複合      |            |              |

## &lt; ファンドが該当する商品分類の定義 &gt;

| 商品分類              | 定義    |
|-------------------|-------|
| 単位型・追加型           | 追加型投信 |
| 投資対象地域            | 国内    |
| 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 株式    |

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## &lt; ファンドが該当する属性区分の定義 &gt;

| 属性区分   | 定義                        |
|--------|---------------------------|
| 投資対象資産 | その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券)) |
| 決算頻度   | 年2回                       |
| 投資対象地域 | 日本                        |

目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファミリーファンド方式による投資信託証券)を通じて、主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(注) ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

### ｃ ファンドの特色

ファンドは、日本の株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。  
わが国の株式を主要投資対象とします。

#### <運用について>

ファンドの基本の運用スタイルは、企業の利益成長を評価して投資する手法であるグロス・デシプリンです。また、銘柄選択は企業のファンダメンタル分析を重視して、成長性と株価を相対評価して行います。

企業訪問による直接調査を重視し、個別銘柄を丹念に評価してポートフォリオを構築します。また、ピクテ・グループのグローバルな調査と情報ネットワークが支援します。

以下の手法により成長力を判断します。

- １．会社への直接コンタクト
- ２．経営者への直接インタビュー
- ３．会社／業界分析のための工場／店舗見学
- ４．グループ内における情報・投資意見の活発な交換
- ５．トップ・アナリストとの密接なコンタクト
- ６．過去３年間の財務分析

#### ・成長基準のポイント

- １．長期的に安定した利益成長
- ２．利益成長の変化率
- ３．意外性のある利益上方修正の可能性

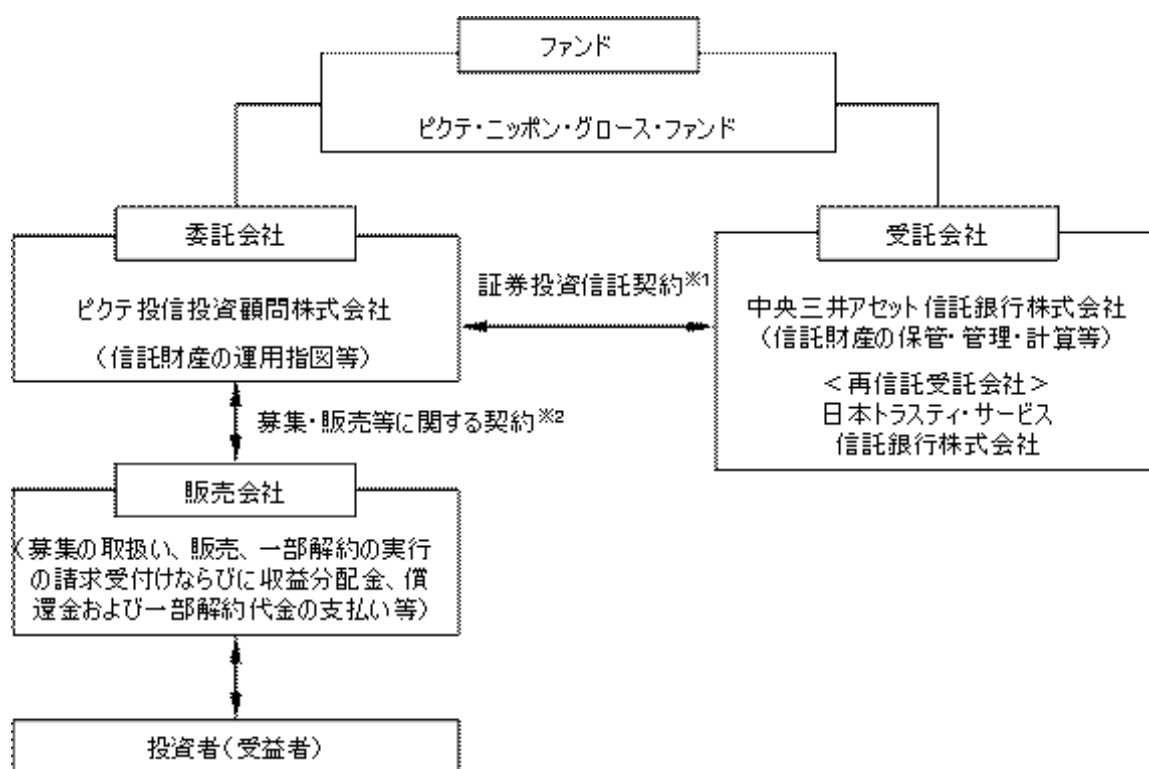
#### ・銘柄発掘のキーワード

- １．営業基盤の優位性
- ２．経営者の戦略遂行能力
- ３．販売チャンネルの柔軟性

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （２）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人



- １ ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
- ２ 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等について規定されています。

#### 委託会社の概況

- ・資本金（平成21年１月末日現在）：２億円
- ・沿革 昭和56年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設  
昭和61年 ピクテジャパン株式会社設立

昭和62年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得  
平成9年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更  
平成9年 投資信託委託業務の免許取得  
現在に至る

・大株主の状況（平成21年1月末日現在）

| 名称                   | 住所                                           | 所有株式数 | 所有株式比率 |
|----------------------|----------------------------------------------|-------|--------|
| ピクテ・アジア・プライベート・リミテッド | シンガポール共和国 シンガポール<br>#11-00 PWCビル 8 クロス ストリート | 800株  | 100%   |

（参考） - ピクテ・グループとは -

ピクテ・グループの中核である「ピクテ銀行」は、スイス・ジュネーブで1805年の創業以来2世紀にわたり資産運用専門銀行（プライベート・バンク）として、世界中の投資者から厚い信頼を得ています。

「ピクテ投信投資顧問株式会社」は、「ピクテ銀行」の伝統ある運用サービスを日本の投資者に提供すべく日本法人として設立され、日本の投資者のニーズに合った資産運用業務を行っています。

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### a 基本方針

日本の株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

#### b 投資態度

グローバルな視点から、変革を実行できる企業と経営者を選別します。持続する成長力を秘めた企業に投資します。

#### ピクテの日本株投資アプローチ

- ・変革期を迎えた企業の経営者と経営環境を精緻に分析し利益の成長力に注目します。
- ・新しい日本経済（NEW JAPAN）を担う企業群に投資します。
- ・企業戦略に注目し、将来の潜在成長力から企業を選別します。
- ・TOPIXをベンチマークとし、これを上回る成果を目指します。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権（イ、ロおよびニに掲げるものに該当する場合を除きます。以下同じ。）

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）と類似の取引に係る権利

ロ. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいい、有価証券に係るものに限ります。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託証券であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.のものを以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

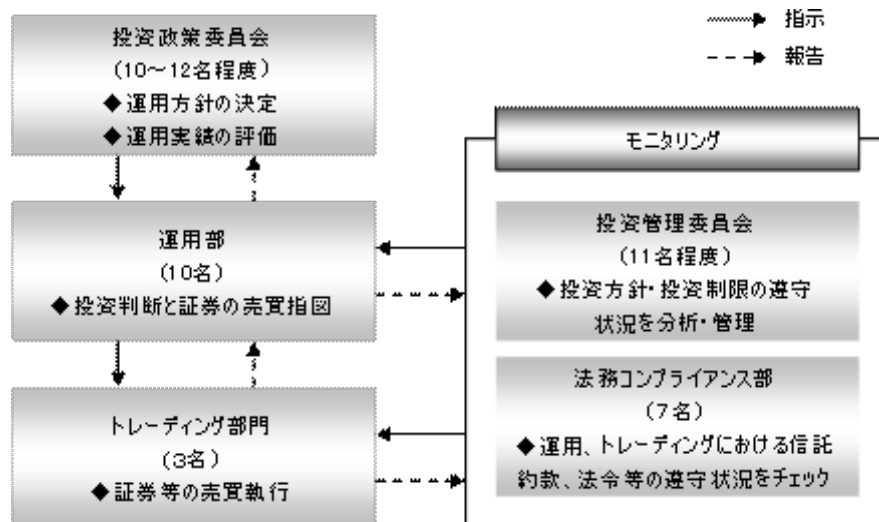
委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

#### その他

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。
2. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等の取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
5. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。
6. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。
7. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
8. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

### （３）【運用体制】



- ・投資政策委員会（10～12名程度）にて、投資政策の基本方針が決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部（7名）において、運用、トレーディングにおける信託約款、法令諸規則等およびインターナルガイドラインの遵守状況がチェックされ、また、委託会社の内部統制状況全般の検証・評価を行い、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。また、投資管理委員会（11名程度）にて、投資方針・投資制限の遵守状況が分析・管理され、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などの他、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

(4) 【分配方針】

1. 年2回決算を行い、毎決算時に原則として、以下の方針に基づき分配を行います。  
分配対象収益の範囲は、経費控除後の利子等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。  
収益分配金額は、基準価額が1万円を超えている場合は1万円を超える額を分配可能金額とします。基準価額が1万円未満の場合は配当等収益を勘案し、収益分配金を決定します。  
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
2. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。  
配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。  
売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
4. ファンドの決算日  
5月、11月の各27日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
5. 分配金のお支払い  
ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

1. 株式への投資制限（信託約款「運用の基本方針」）  
制限を設けません。
2. 投資する株式等の範囲（信託約款第22条）

委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

3. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（信託約款第20条第4項）

取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。

4. 投資信託証券への投資制限（信託約款第20条第5項）

信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

5. 同一銘柄の株式への投資制限（信託約款第23条第1項）

取得時において、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

6. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（信託約款第23条第2項）

信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

7. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）への投資制限（信託約款第28条）

信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

8. 外貨建資産への投資制限（信託約款第32条）

信託財産の純資産総額の30%を超えることとなる投資の指図をしません。

9. 有価証券先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第25条）

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに信託約款第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本9.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本9.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに信託約款第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信

託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本9.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

10. スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第26条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

11. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第27条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

12. 信用取引の指図範囲（信託約款第24条）

信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

13. 有価証券の貸付の範囲（信託約款第29条）

）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

14. 資金の借入れ（信託約款第42条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

15. 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

16. デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第8号）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### （1）ファンドのリスク

ファンドの投資にあたりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスクに十分ご留意ください。

ファンドは、株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動等により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### a 株式投資リスク（価格変動リスク、信用リスク）

ファンドは、株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格

は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### b 有価証券先物取引等に伴うリスク

ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

#### c 流動性リスク

市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### d 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

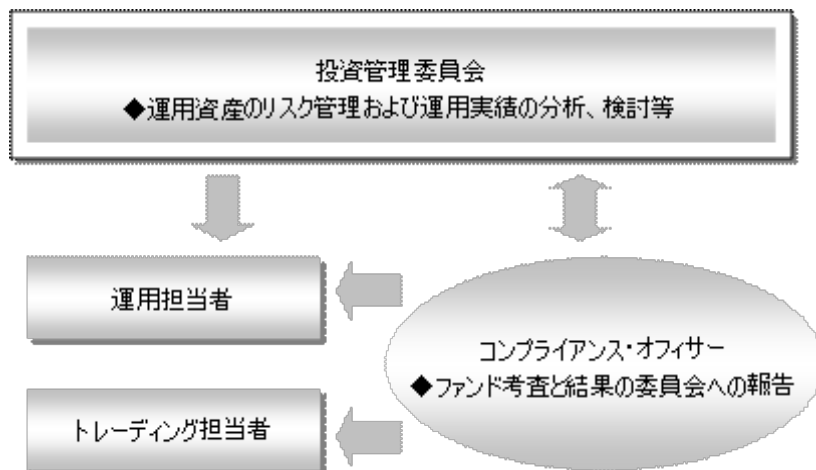
解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却（先物取引等については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

#### e その他の留意点

- ・証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付を取消することがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして取扱います。
- ・ファンドは、毎決算時に原則として収益分配方針にしたがい分配を行います。分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ・ファンドは、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約が解約され償還される場合があります。

受益権の取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスクを認識することが求められます。

### （２）リスク管理体制



#### <コンプライアンス・オフィサー>

日次でトレーディングならびに資産の組入れの状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。  
毎週、運用状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。

#### <投資管理委員会>

月次で委員会を開催してレビューを行います。コンプライアンス・オフィサーおよび担当者から、運用状況および運用資産のリスク状況ならびに運用実績等が報告され、また信託約款、法令等の遵守状況等が報告されます。問題点があれば討議し、運用担当者へ是正を求めます。

リスク管理体制は、今後変更される場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### （１）【申込手数料】

3.15%（税抜3.0%）の手数料率を上限として、販売会社が定める率を取得申込受付日の基準価額に乗じて得た額とします。

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数に乗じて得た額となります。

詳しくは、委託会社（ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号 03-3212-3061（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで（半日営業日は午前9時から正午まで）） インターネット・ホームページ <http://www.pictet.co.jp>）または販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。

償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

##### （２）【換金（解約）手数料】

ありません。

##### （３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.575%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額とし、その配分は次の通りとします。

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 委託会社 | 純資産総額に対し年率0.735%（税抜0.7%） |
| 販売会社 | 純資産総額に対し年率0.735%（税抜0.7%） |
| 受託会社 | 純資産総額に対し年率0.105%（税抜0.1%） |

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払のときに信託財産中から支払います。

##### （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息およびファンドの財務諸表の監査費用（消費税等相当額を含みます。）等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。なお、ファンドの財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払います。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用等は信託財産から支払われます。

##### （５）【課税上の取扱い】

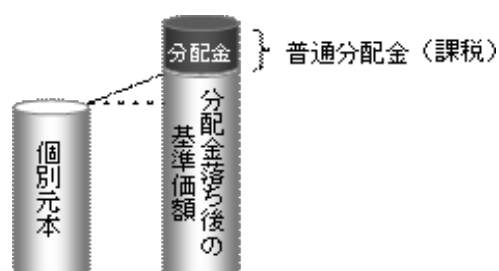
ファンドは追加型株式投資信託であり、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時（法人の受益者の場合は、個別元本超過額における差益）が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの特別分配金は課税されません。

###### < 収益分配金の課税 >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い（配当所得）となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

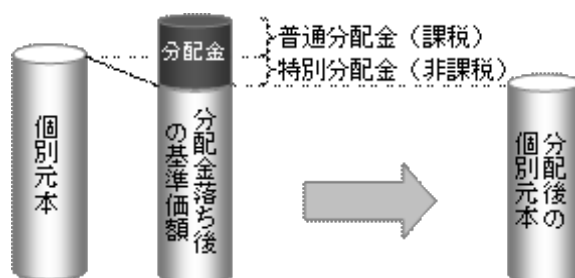
###### < イメージ図 >



当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### <イメージ図>



#### <個別元本について>

個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預かりでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（特別分配金については、上記の「収益分配金の課税」を参照ください。）

平成12年3月末までに保有している分については、平成12年3月31日の平均信託金が個別元本とみなされます。

#### <解約時および償還時の課税について>

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象（譲渡所得とみなされます。）となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

#### <個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります（原則として、確定申告は不要です。）。

ただし、平成22年12月31日までは1年間に受取る上場株式等の配当所得（1銘柄当たりの年間の支払金額が1万円以下のものを除きます。）の合計額が100万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。

解約時および償還時における差益（譲渡所得とみなして課税されます。）に係る税率は、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となります（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）。ただし、1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を越える部分の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となり、確定申告が必要となります。平成23年1月1日からは、金額にかかわらず20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

#### <法人の受益者に対する課税>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税）、平成21年4月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります（地方税の源泉徴収はありません。）。

上記「課税上の取扱い」の内容は、平成21年1月末日現在の税制等に基づく内容であり、税制が改正された場合等は変更される場合があります。

## 5【運用状況】

## （１）【投資状況】

（平成20年12月末日現在）

| 資産の種類              | 国名 | 時価合計(円)       | 投資比率(%) |
|--------------------|----|---------------|---------|
| 株式                 | 日本 | 1,149,434,800 | 95.83   |
| 現金・預金・その他資産(負債控除後) |    | 50,074,804    | 4.17    |
| 合計(純資産総額)          |    | 1,199,509,604 | 100.00  |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄明細

（平成20年12月末日現在）

|    | 銘柄名             | 国名 | 種類 | 業種         | 数量(株)   | 簿価単価(円)<br>簿価金額(円)       | 時価単価(円)<br>時価金額(円)       | 投資比率<br>(%) |
|----|-----------------|----|----|------------|---------|--------------------------|--------------------------|-------------|
| 1  | 楽天              | 日本 | 株式 | サービス業      | 930     | 52,926.77<br>49,221,903  | 57,000.00<br>53,010,000  | 4.42        |
| 2  | ハドソン            | 日本 | 株式 | 情報・通信業     | 26,000  | 1,088.29<br>28,295,613   | 1,449.00<br>37,674,000   | 3.14        |
| 3  | ヤマダ電機           | 日本 | 株式 | 小売業        | 6,000   | 5,030.00<br>30,180,000   | 6,180.00<br>37,080,000   | 3.09        |
| 4  | 中外製薬            | 日本 | 株式 | 医薬品        | 19,000  | 1,588.19<br>30,175,764   | 1,723.00<br>32,737,000   | 2.73        |
| 5  | みずほフィナンシャルグループ  | 日本 | 株式 | 銀行業        | 125     | 241,163.90<br>30,145,487 | 257,700.00<br>32,212,500 | 2.69        |
| 6  | 三井住友フィナンシャルグループ | 日本 | 株式 | 銀行業        | 85      | 337,027.91<br>28,647,372 | 376,000.00<br>31,960,000 | 2.66        |
| 7  | ヤフー             | 日本 | 株式 | 情報・通信業     | 850     | 29,900.00<br>25,415,000  | 36,500.00<br>31,025,000  | 2.59        |
| 8  | エヌ・ティ・ティ・データ    | 日本 | 株式 | 情報・通信業     | 85      | 356,000.00<br>30,260,000 | 358,000.00<br>30,430,000 | 2.54        |
| 9  | トリドール           | 日本 | 株式 | 小売業        | 75      | 283,542.02<br>21,265,651 | 384,000.00<br>28,800,000 | 2.40        |
| 10 | 日本農薬            | 日本 | 株式 | 化学         | 47,000  | 594.75<br>27,953,357     | 596.00<br>28,012,000     | 2.34        |
| 11 | 任天堂             | 日本 | 株式 | その他製品      | 800     | 29,700.00<br>23,760,000  | 33,750.00<br>27,000,000  | 2.25        |
| 12 | ホクト             | 日本 | 株式 | 水産・農林業     | 10,500  | 2,463.01<br>25,861,653   | 2,550.00<br>26,775,000   | 2.23        |
| 13 | オプト             | 日本 | 株式 | サービス業      | 160     | 107,791.95<br>17,246,712 | 155,800.00<br>24,928,000 | 2.08        |
| 14 | アインファーマシーズ      | 日本 | 株式 | 小売業        | 12,400  | 1,720.95<br>21,339,780   | 1,992.00<br>24,700,800   | 2.06        |
| 15 | キリンホールディングス     | 日本 | 株式 | 食料品        | 21,000  | 1,161.00<br>24,381,000   | 1,176.00<br>24,696,000   | 2.06        |
| 16 | クレハ             | 日本 | 株式 | 化学         | 52,000  | 420.00<br>21,840,000     | 445.00<br>23,140,000     | 1.93        |
| 17 | 千葉銀行            | 日本 | 株式 | 銀行業        | 42,000  | 466.24<br>19,582,247     | 550.00<br>23,100,000     | 1.93        |
| 18 | エフビコ            | 日本 | 株式 | 化学         | 5,000   | 4,170.00<br>20,850,000   | 4,480.00<br>22,400,000   | 1.87        |
| 19 | 参天製薬            | 日本 | 株式 | 医薬品        | 8,000   | 2,530.00<br>20,240,000   | 2,710.00<br>21,680,000   | 1.81        |
| 20 | イービーエス          | 日本 | 株式 | サービス業      | 55      | 366,113.07<br>20,136,219 | 385,000.00<br>21,175,000 | 1.77        |
| 21 | 日本電信電話          | 日本 | 株式 | 情報・通信業     | 45      | 473,517.75<br>21,308,299 | 468,000.00<br>21,060,000 | 1.76        |
| 22 | 新光証券            | 日本 | 株式 | 証券、商品先物取引業 | 105,000 | 188.25<br>19,766,355     | 192.00<br>20,160,000     | 1.68        |
| 23 | ショーボンドホールディングス  | 日本 | 株式 | 建設業        | 11,000  | 1,829.72<br>20,126,972   | 1,831.00<br>20,141,000   | 1.68        |
| 24 | ツムラ             | 日本 | 株式 | 医薬品        | 6,000   | 2,990.00<br>17,940,000   | 3,330.00<br>19,980,000   | 1.67        |
| 25 | ぐるなび            | 日本 | 株式 | サービス業      | 80      | 242,745.76<br>19,419,661 | 238,100.00<br>19,048,000 | 1.59        |
| 26 | 塩野義製薬           | 日本 | 株式 | 医薬品        | 8,000   | 2,085.00<br>16,680,000   | 2,295.00<br>18,360,000   | 1.53        |

|         |                   |    |    |     |        |                         |                         |       |
|---------|-------------------|----|----|-----|--------|-------------------------|-------------------------|-------|
| 27      | ハマキョウレックス         | 日本 | 株式 | 陸運業 | 10,000 | 1,936.94<br>19,369,488  | 1,830.00<br>18,300,000  | 1.53  |
| 28      | ファーストリテイリング       | 日本 | 株式 | 小売業 | 1,400  | 11,835.75<br>16,570,056 | 12,980.00<br>18,172,000 | 1.51  |
| 29      | 三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ | 日本 | 株式 | 銀行業 | 33,000 | 518.00<br>17,094,000    | 549.00<br>18,117,000    | 1.51  |
| 30      | 関電工               | 日本 | 株式 | 建設業 | 25,000 | 569.11<br>14,227,826    | 708.00<br>17,700,000    | 1.48  |
| 投資比率：合計 |                   |    |    |     |        |                         |                         | 64.53 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

ｂ 種類別および業種別の投資比率

(平成20年12月末日現在)

| 種類   | 業種           | 投資比率(%) |
|------|--------------|---------|
| 国内株式 |              | 95.83   |
|      | 内 サービス業      | 12.80   |
|      | 内 小売業        | 12.45   |
|      | 内 情報・通信業     | 12.25   |
|      | 内 化学         | 10.32   |
|      | 内 銀行業        | 8.79    |
|      | 内 医薬品        | 8.58    |
|      | 内 食料品        | 5.55    |
|      | 内 建設業        | 4.97    |
|      | 内 その他製品      | 3.62    |
|      | 内 電気機器       | 3.49    |
|      | 内 証券、商品先物取引業 | 2.93    |
|      | 内 機械         | 2.64    |
|      | 内 水産・農林業     | 2.23    |
|      | 内 陸運業        | 2.20    |
|      | 内 精密機器       | 1.93    |
|      | 内 卸売業        | 0.63    |
|      | 内 ガラス・土石製品   | 0.44    |
| 合 計  |              | 95.83   |

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2)内書きの比率は業種別の内訳です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

| 期 間               | 純資産総額(百万円) |        | 基準価額(円) |        |
|-------------------|------------|--------|---------|--------|
|                   | (分配落)      | (分配付)  | (分配落)   | (分配付)  |
| 第1期末(平成11年11月29日) | 21,926     | 28,849 | 11,086  | 14,586 |
| 第2期末(平成12年5月29日)  | 15,464     | 15,464 | 8,178   | 8,178  |
| 第3期末(平成12年11月27日) | 10,889     | 10,889 | 6,908   | 6,908  |
| 第4期末(平成13年5月28日)  | 9,951      | 9,951  | 6,760   | 6,760  |

|                      |       |       |       |       |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 第 5 期末(平成13年11月27日)  | 7,456 | 7,456 | 5,616 | 5,616 |
| 第 6 期末(平成14年 5 月27日) | 6,291 | 6,291 | 5,903 | 5,903 |
| 第 7 期末(平成14年11月27日)  | 4,756 | 4,756 | 4,709 | 4,709 |
| 第 8 期末(平成15年 5 月27日) | 4,054 | 4,054 | 4,400 | 4,400 |
| 第 9 期末(平成15年11月27日)  | 4,434 | 4,434 | 5,964 | 5,964 |
| 第10期末(平成16年 5 月27日)  | 4,635 | 4,635 | 6,579 | 6,579 |
| 第11期末(平成16年11月29日)   | 3,810 | 3,810 | 6,041 | 6,041 |
| 第12期末(平成17年 5 月27日)  | 3,094 | 3,094 | 6,364 | 6,364 |
| 第13期末(平成17年11月28日)   | 3,622 | 3,622 | 8,669 | 8,669 |
| 第14期末(平成18年 5 月29日)  | 3,617 | 3,617 | 9,689 | 9,689 |
| 第15期末(平成18年11月27日)   | 3,089 | 3,089 | 8,966 | 8,966 |
| 第16期末(平成19年 5 月28日)  | 2,958 | 2,958 | 9,267 | 9,267 |
| 第17期末(平成19年11月27日)   | 2,505 | 2,505 | 8,505 | 8,505 |
| 第18期末(平成20年 5 月27日)  | 2,143 | 2,143 | 7,666 | 7,666 |
| 第19期末(平成20年11月27日)   | 1,127 | 1,127 | 4,430 | 4,430 |
| 平成19年12月末日           | 2,503 | —     | 8,564 | —     |
| 平成20年 1 月末日          | 2,203 | —     | 7,564 | —     |
| 2 月末日                | 2,197 | —     | 7,592 | —     |
| 3 月末日                | 1,995 | —     | 7,027 | —     |
| 4 月末日                | 2,151 | —     | 7,644 | —     |
| 5 月末日                | 2,209 | —     | 7,905 | —     |
| 6 月末日                | 1,961 | —     | 7,385 | —     |
| 7 月末日                | 1,871 | —     | 7,100 | —     |
| 8 月末日                | 1,755 | —     | 6,746 | —     |
| 9 月末日                | 1,493 | —     | 5,784 | —     |
| 10月末日                | 1,141 | —     | 4,438 | —     |
| 11月末日                | 1,139 | —     | 4,478 | —     |
| 12月末日                | 1,199 | —     | 4,759 | —     |

(注)純資産総額は百万円未満切捨て、分配付純資産総額は、計算期間末の純資産総額に、計算期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

#### 【分配の推移】

| 期 間   |                                 | 1 万口当たりの分配金            |
|-------|---------------------------------|------------------------|
| 第 1 期 | 自 平成11年 5 月28日<br>至 平成11年11月29日 | 3,500円<br>(内特別分配金900円) |
| 第 2 期 | 自 平成11年11月30日<br>至 平成12年 5 月29日 | 0円                     |
| 第 3 期 | 自 平成12年 5 月30日<br>至 平成12年11月27日 | 0円                     |
| 第 4 期 | 自 平成12年11月28日<br>至 平成13年 5 月28日 | 0円                     |

|      |                                 |    |
|------|---------------------------------|----|
| 第5期  | 自 平成13年 5 月29日<br>至 平成13年11月27日 | 0円 |
| 第6期  | 自 平成13年11月28日<br>至 平成14年 5 月27日 | 0円 |
| 第7期  | 自 平成14年 5 月28日<br>至 平成14年11月27日 | 0円 |
| 第8期  | 自 平成14年11月28日<br>至 平成15年 5 月27日 | 0円 |
| 第9期  | 自 平成15年 5 月28日<br>至 平成15年11月27日 | 0円 |
| 第10期 | 自 平成15年11月28日<br>至 平成16年 5 月27日 | 0円 |
| 第11期 | 自 平成16年 5 月28日<br>至 平成16年11月29日 | 0円 |
| 第12期 | 自 平成16年11月30日<br>至 平成17年 5 月27日 | 0円 |
| 第13期 | 自 平成17年 5 月28日<br>至 平成17年11月28日 | 0円 |
| 第14期 | 自 平成17年11月29日<br>至 平成18年 5 月29日 | 0円 |
| 第15期 | 自 平成18年 5 月30日<br>至 平成18年11月27日 | 0円 |
| 第16期 | 自 平成18年11月28日<br>至 平成19年 5 月28日 | 0円 |
| 第17期 | 自 平成19年 5 月29日<br>至 平成19年11月27日 | 0円 |
| 第18期 | 自 平成19年11月28日<br>至 平成20年 5 月27日 | 0円 |
| 第19期 | 自 平成20年 5 月28日<br>至 平成20年11月27日 | 0円 |

## 【収益率の推移】

| 期 間  |                                 | 収益率(%) |
|------|---------------------------------|--------|
| 第1期  | 自 平成11年 5 月28日<br>至 平成11年11月29日 | 45.9   |
| 第2期  | 自 平成11年11月30日<br>至 平成12年 5 月29日 | 26.2   |
| 第3期  | 自 平成12年 5 月30日<br>至 平成12年11月27日 | 15.5   |
| 第4期  | 自 平成12年11月28日<br>至 平成13年 5 月28日 | 2.1    |
| 第5期  | 自 平成13年 5 月29日<br>至 平成13年11月27日 | 16.9   |
| 第6期  | 自 平成13年11月28日<br>至 平成14年 5 月27日 | 5.1    |
| 第7期  | 自 平成14年 5 月28日<br>至 平成14年11月27日 | 20.2   |
| 第8期  | 自 平成14年11月28日<br>至 平成15年 5 月27日 | 6.6    |
| 第9期  | 自 平成15年 5 月28日<br>至 平成15年11月27日 | 35.5   |
| 第10期 | 自 平成15年11月28日<br>至 平成16年 5 月27日 | 10.3   |
| 第11期 | 自 平成16年 5 月28日<br>至 平成16年11月29日 | 8.2    |
| 第12期 | 自 平成16年11月30日<br>至 平成17年 5 月27日 | 5.3    |
| 第13期 | 自 平成17年 5 月28日<br>至 平成17年11月28日 | 36.2   |

|      |                                 |      |
|------|---------------------------------|------|
| 第14期 | 自 平成17年11月29日<br>至 平成18年 5 月29日 | 11.8 |
| 第15期 | 自 平成18年 5 月30日<br>至 平成18年11月27日 | 7.5  |
| 第16期 | 自 平成18年11月28日<br>至 平成19年 5 月28日 | 3.4  |
| 第17期 | 自 平成19年 5 月29日<br>至 平成19年11月27日 | 8.2  |
| 第18期 | 自 平成19年11月28日<br>至 平成20年 5 月27日 | 9.9  |
| 第19期 | 自 平成20年 5 月28日<br>至 平成20年11月27日 | 42.2 |

(注)収益率の計算方法：(計算期間末の基準価額(分配付) - 前計算期間末の基準価額(分配落)) ÷ 前計算期間末の基準価額(分配落) × 100

## 第二部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成11年5月28日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

< 申込手続き >

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。
- ・取得申込みの受付けは原則として午後3時までとしますが、半日営業日の場合の受付けは午前11時までとします（取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込みとします。）。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
- ・分配金の受取方法により、お申込みには次の2コース（販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。）があります。

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 一般コース： | 収益の分配時に分配金を受取るコース |
|--------|-------------------|

|              |                        |
|--------------|------------------------|
| 自動けいぞく投資コース： | 分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース |
|--------------|------------------------|

- ・取得申込みを行う投資者は、申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことはできません。
- ・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結していただきます。
- ・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において分配金を定期的に受取るための「定期引出契約」を締結することができる場合があります。  
当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

< 申込単位 >

一般コース：1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）

自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

自動購入サービス契約を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にてお申込みいただく場合があります。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

< 申込価額 >

- ・取得申込受付日の基準価額とします。

< 申込手数料 >

- ・3.15%（税抜3.0%）の手数料率を上限として、販売会社が定める率を取得申込受付日の基準価額に乗じて得た額とします。（申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。）

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

< 払込期日、払込取扱場所 >

- ・申込者は、申込代金を販売会社の定める日までに支払うものとします。申込代金は、申込みを行った販売会社へお支払いください。

#### 2【換金（解約）手続等】

< 換金手続き（解約請求） >

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一般コースにおいては1万口単位、自動けいぞく投資コースにおいては1口単位をもって解約の実行を請求することができます。
- ・解約請求の受付は原則として午後3時までとしますが、半日営業日の場合の受付は午前11時までとします（解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の請求とします。）。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方におかれましては、解約請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。
- ・証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付け受益権の解約を中止することおよびすでに受けた解約請求の受け付けを取消することがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取扱います。

#### <解約価額>

解約請求受付日の基準価額とします。

解約価額につきましては、委託会社（ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで（半日営業日は午前9時から正午まで）））または販売会社にてご確認ください。

#### <解約手数料>

ありません。

#### <解約代金のお支払い>

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法）による換金を受け付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### （1）【資産の評価】

###### a 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

ファンドの主要投資対象である株式については、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

###### b 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

###### c 基準価額の照会方法

基準価額は委託会社（ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで（半日営業日は午前9時から正午まで））インターネット・ホームページ<http://www.pictet.co.jp>）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます（略称「ヤマト」）。

##### （2）【保管】

該当事項はありません。

##### （3）【信託期間】

信託期間は、平成11年5月28日（当初設定日）から無期限です。ただし、下記の「（5）その他 a ファンドの償還条件等」に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

##### （4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年5月28日から11月27日および11月28日から翌年5月27日までを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日と

し、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## （５）【その他】

### a ファンドの償還条件等

委託会社は、信託期間終了前に受益権の総口数が、10億口を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、ファンドを償還させることができます。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、この信託は監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の変更の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### b 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

### c ファンドの償還等に関する開示方法

ファンドの償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、委託会社はあらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は日本経済新聞に掲載します。

### d 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款の変更について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、このファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告は日本経済新聞に掲載します。

### e 運用報告書の作成

委託会社は、計算期間終了後および償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

### f 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### g 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了３ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に１年間更新されます。

## 2【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

### a 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## b 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して 5 営業日目までの日）から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## c 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して 4 営業日目から支払われます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(平成19年11月28日から平成20年5月27日まで)及び、第19期計算期間(平成20年5月28日から平成20年11月27日まで)の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

ビクテ・ニッポン・グロース・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 第18期<br>[平成20年 5 月27日現在] | 第19期<br>[平成20年11月27日現在] |
|-----------------|--------------------------|-------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                          |                         |
| 流動資産            |                          |                         |
| 金銭信託            | 198,155                  | 724,508                 |
| コール・ローン         | 28,544,141               | 31,641,320              |
| 株式              | 2,101,125,000            | 1,099,144,500           |
| 未収入金            | 19,933,557               | 23,510,581              |
| 未収配当金           | 15,091,300               | 6,155,000               |
| 未収利息            | 441                      | 390                     |
| 流動資産合計          | 2,164,892,594            | 1,161,176,299           |
| 資産合計            | 2,164,892,594            | 1,161,176,299           |
| <b>負債の部</b>     |                          |                         |
| 流動負債            |                          |                         |
| 未払金             | -                        | 19,799,230              |
| 未払解約金           | 3,628,800                | -                       |
| 未払受託者報酬         | 1,159,618                | 868,308                 |
| 未払委託者報酬         | 16,234,575               | 12,156,247              |
| その他未払費用         | 422,761                  | 380,891                 |
| 流動負債合計          | 21,445,754               | 33,204,676              |
| 負債合計            | 21,445,754               | 33,204,676              |
| <b>純資産の部</b>    |                          |                         |
| 元本等             |                          |                         |
| 元本              | 2,796,090,000            | 2,546,169,138           |
| 剰余金             |                          |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 652,643,160              | 1,418,197,515           |
| （分配準備積立金）       | 140,899,438              | 128,304,348             |
| 元本等合計           | 2,143,446,840            | 1,127,971,623           |
| 純資産合計           | 2,143,446,840            | 1,127,971,623           |
| 負債純資産合計         | 2,164,892,594            | 1,161,176,299           |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                         | 第18期<br>自 平成19年11月28日<br>至 平成20年 5 月27日 | 第19期<br>自 平成20年 5 月28日<br>至 平成20年11月27日 |
|-------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 営業収益                    |                                         |                                         |
| 受取配当金                   | 16,471,800                              | 9,048,500                               |
| 受取利息                    | 104,438                                 | 124,775                                 |
| 有価証券売買等損益               | 247,366,212                             | 834,342,970                             |
| その他収益                   | 35                                      | 982                                     |
| 営業収益合計                  | 230,789,939                             | 825,168,713                             |
| 営業費用                    |                                         |                                         |
| 受託者報酬                   | 1,159,618                               | 868,308                                 |
| 委託者報酬                   | 16,234,575                              | 12,156,247                              |
| その他費用                   | 422,761                                 | 380,891                                 |
| 営業費用合計                  | 17,816,954                              | 13,405,446                              |
| 営業損失（ ）                 | 248,606,893                             | 838,574,159                             |
| 経常損失（ ）                 | 248,606,893                             | 838,574,159                             |
| 当期純損失（ ）                | 248,606,893                             | 838,574,159                             |
| 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）   | 13,846,451                              | 14,689,155                              |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）         | 440,213,875                             | 652,643,160                             |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額          | 22,331,157                              | 58,340,398                              |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 22,331,157                              | 58,340,398                              |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額          | -                                       | 9,749                                   |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | -                                       | 9,749                                   |
| 分配金                     | -                                       | -                                       |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）         | 652,643,160                             | 1,418,197,515                           |

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分              | 第18期<br>自 平成19年11月28日<br>至 平成20年 5 月27日                                                                                                        | 第19期<br>自 平成20年 5 月28日<br>至 平成20年11月27日 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)、金融商品取引所が発表する基準値段、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 | 株式<br>同左                                |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分                  | 第18期<br>[平成20年 5 月27日現在]                        | 第19期<br>[平成20年11月27日現在]                           |
|---------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1. 元本の推移            |                                                 |                                                   |
| 期首元本額               | 2,945,510,000円                                  | 2,796,090,000円                                    |
| 期中追加設定元本額           | 0円                                              | 29,138円                                           |
| 期中一部解約元本額           | 149,420,000円                                    | 249,950,000円                                      |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 2,796,090,000口                                  | 2,546,169,138口                                    |
| 3. 元本の欠損            | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は652,643,160円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,418,197,515円であります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区分       | 第18期<br>自 平成19年11月28日<br>至 平成20年 5 月27日                                                                                                                                                                    | 第19期<br>自 平成20年 5 月28日<br>至 平成20年11月27日                                                                                                                                                                   |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 分配金の計算過程 | 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(191,398,552円)及び分配準備積立金(140,899,438円)より、分配対象収益は332,297,990円(1万口当たり1,188.42円)ですが、分配は行っておりません。 | 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(174,292,696円)及び分配準備積立金(128,304,348円)より分配対象収益は302,597,044円(1万口当たり1,188.42円)ですが、分配を行っておりません。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第18期(平成20年 5 月27日現在)

| 種類 | 貸借対照表計上額       | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|----------------|-------------------|
| 株式 | 2,101,125,000円 | 183,033,179円      |
| 合計 | 2,101,125,000円 | 183,033,179円      |

第19期(平成20年11月27日現在)

| 種類 | 貸借対照表計上額       | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|----------------|-------------------|
| 株式 | 1,099,144,500円 | 423,826,123円      |

|    |                |              |
|----|----------------|--------------|
| 合計 | 1,099,144,500円 | 423,826,123円 |
|----|----------------|--------------|

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

| 区分                        | 第18期<br>〔平成20年5月27日現在〕 | 第19期<br>〔平成20年11月27日現在〕 |
|---------------------------|------------------------|-------------------------|
| 一口当たり純資産額<br>(一万口当たり純資産額) | 0.7666円<br>(7,666円)    | 0.4430円<br>(4,430円)     |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

#### (4)【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

##### 株式

| 銘柄名              | 株式数    | 評価単価(円) | 評価金額(円)    | 備考 |
|------------------|--------|---------|------------|----|
| ユニ・チャームペットケア     | 5,000  | 3,120   | 15,600,000 | -  |
| タケエイ             | 5,000  | 951     | 4,755,000  | -  |
| 米久               | 11,000 | 1,058   | 11,638,000 | -  |
| オプト              | 120    | 93,300  | 11,196,000 | -  |
| ぐるなび             | 50     | 242,600 | 12,130,000 | -  |
| 麒麟ホールディングス       | 24,000 | 1,161   | 27,864,000 | -  |
| エービーシー・マート       | 3,000  | 3,160   | 9,480,000  | -  |
| ハウス食品            | 6,000  | 1,603   | 9,618,000  | -  |
| スタートトゥデイ         | 30     | 268,100 | 8,043,000  | -  |
| ココカラファインホールディングス | 13,000 | 1,072   | 13,936,000 | -  |
| トリドール            | 50     | 268,000 | 13,400,000 | -  |
| 住友化学             | 30,000 | 306     | 9,180,000  | -  |
| 日産化学工業           | 11,000 | 795     | 8,745,000  | -  |
| クレハ              | 77,000 | 420     | 32,340,000 | -  |
| 大陽日酸             | 16,000 | 641     | 10,256,000 | -  |
| ステラケミファ          | 5,500  | 960     | 5,280,000  | -  |
| 協和発酵キリン          | 11,000 | 804     | 8,844,000  | -  |
| イーピーエス           | 55     | 365,000 | 20,075,000 | -  |
| 花王               | 5,000  | 2,700   | 13,500,000 | -  |
| 塩野義製薬            | 8,000  | 2,085   | 16,680,000 | -  |
| 中外製薬             | 13,500 | 1,582   | 21,357,000 | -  |
| 参天製薬             | 8,000  | 2,530   | 20,240,000 | -  |
| ツムラ              | 6,000  | 2,990   | 17,940,000 | -  |
| 中国塗料             | 15,000 | 423     | 6,345,000  | -  |
| ヤフー              | 850    | 29,900  | 25,415,000 | -  |
| 楽天               | 800    | 52,700  | 42,160,000 | -  |
| ジュピターテレコム        | 170    | 77,500  | 13,175,000 | -  |
| ハドソン             | 13,000 | 987     | 12,831,000 | -  |
| 日本農薬             | 30,000 | 585     | 17,550,000 | -  |
| ジャパンパイル          | 11,000 | 500     | 5,500,000  | -  |
| 大同特殊鋼            | 14,000 | 269     | 3,766,000  | -  |
| 大阪チタニウムテクノロジーズ   | 2,000  | 2,215   | 4,430,000  | -  |
| 住友電気工業           | 12,000 | 698     | 8,376,000  | -  |

|                     |         |         |               |   |
|---------------------|---------|---------|---------------|---|
| リンナイ                | 2,800   | 3,400   | 9,520,000     | - |
| キヤノンマシナリー           | 12,500  | 1,285   | 16,062,500    | - |
| ダイキン工業              | 3,000   | 2,360   | 7,080,000     | - |
| 栗田工業                | 6,000   | 2,265   | 13,590,000    | - |
| トウアバルブグループ本社        | 140     | 185,000 | 25,900,000    | - |
| 東芝                  | 20,000  | 340     | 6,800,000     | - |
| 日本電産サーボ             | 28,000  | 432     | 12,096,000    | - |
| 日本電産                | 4,900   | 4,490   | 22,001,000    | - |
| ワコム                 | 160     | 97,100  | 15,536,000    | - |
| アルバック               | 3,000   | 990     | 2,970,000     | - |
| 堀場製作所               | 7,000   | 1,418   | 9,926,000     | - |
| キーエンス               | 700     | 15,500  | 10,850,000    | - |
| デンソー                | 2,500   | 1,500   | 3,750,000     | - |
| メディセオ・パルタックホールディングス | 7,000   | 1,028   | 7,196,000     | - |
| ネットワンシステムズ          | 80      | 162,000 | 12,960,000    | - |
| 島津製作所               | 25,000  | 623     | 15,575,000    | - |
| HOYA                | 6,000   | 1,324   | 7,944,000     | - |
| フルヤ金属               | 800     | 8,780   | 7,024,000     | - |
| タカラトミー              | 15,000  | 621     | 9,315,000     | - |
| エフピコ                | 7,000   | 4,170   | 29,190,000    | - |
| 任天堂                 | 800     | 29,700  | 23,760,000    | - |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ   | 33,000  | 518     | 17,094,000    | - |
| 三井住友フィナンシャルグループ     | 70      | 338,000 | 23,660,000    | - |
| 千葉銀行                | 15,000  | 447     | 6,705,000     | - |
| みずほフィナンシャルグループ      | 110     | 246,400 | 27,104,000    | - |
| 野村ホールディングス          | 23,000  | 680     | 15,640,000    | - |
| 新光証券                | 63,000  | 189     | 11,907,000    | - |
| マネーパートナーズグループ       | 150     | 64,900  | 9,735,000     | - |
| ハマキョウレックス           | 9,000   | 1,941   | 17,469,000    | - |
| 日立物流                | 10,000  | 1,391   | 13,910,000    | - |
| エヌ・ティ・ティ・データ        | 85      | 356,000 | 30,260,000    | - |
| アインファーマシーズ          | 10,000  | 1,718   | 17,180,000    | - |
| セコム                 | 5,000   | 4,420   | 22,100,000    | - |
| イオンディライト            | 6,000   | 2,595   | 15,570,000    | - |
| ダイセキ                | 4,000   | 2,210   | 8,840,000     | - |
| ヤマダ電機               | 7,000   | 5,030   | 35,210,000    | - |
| ニトリ                 | 3,200   | 6,890   | 22,048,000    | - |
| ホクト                 | 7,500   | 2,460   | 18,450,000    | - |
| ショーボンドホールディングス      | 12,000  | 1,830   | 21,960,000    | - |
| 協和エクシオ              | 21,000  | 975     | 20,475,000    | - |
| 高砂熱学工業              | 6,000   | 886     | 5,316,000     | - |
| 東芝プラントシステム          | 9,000   | 869     | 7,821,000     | - |
| 合計                  | 753,620 |         | 1,099,144,500 | - |

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表  
該当事項はありません。

第6 借入金明細表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

（平成20年12月末日現在）

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 資産総額            | 1,229,057,919円 |
| 負債総額            | 29,548,315円    |
| 純資産総額（ - ）      | 1,199,509,604円 |
| 発行済数量           | 2,520,669,138口 |
| 1万口当たり純資産額（ / ） | 4,759円         |

## 第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間の日本国内における設定総額・解約総額は次の通りです。

|      | 設定総額（元本）       | 解約総額（元本）       |
|------|----------------|----------------|
| 第1期  | 19,778,010,000 | 0              |
| 第2期  | 24,245,058,086 | 25,113,770,000 |
| 第3期  | 1,298,202,687  | 4,445,236,611  |
| 第4期  | 459,930,000    | 1,500,660,000  |
| 第5期  | 76,560,000     | 1,521,482,932  |
| 第6期  | 38,200,000     | 2,656,513,566  |
| 第7期  | 2,320,000      | 560,240,000    |
| 第8期  | 80,300,000     | 965,552,687    |
| 第9期  | 7,200,000      | 1,786,330,000  |
| 第10期 | 0              | 390,690,000    |
| 第11期 | 2,300,000      | 739,740,000    |
| 第12期 | 0              | 1,445,070,000  |
| 第13期 | 0              | 683,626,493    |
| 第14期 | 14,200,000     | 460,248,827    |
| 第15期 | 108,236        | 287,450,000    |
| 第16期 | 0              | 252,757,893    |
| 第17期 | 0              | 247,510,000    |
| 第18期 | 0              | 149,420,000    |
| 第19期 | 29,138         | 249,950,000    |

（注）設定総額には、当初募集総額を含みます。

**第三部【特別情報】****第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****（1）資本金の額**

平成21年1月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：10,000株

発行済株式総数：800株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

**（2）委託会社の機構****a 経営の意思決定機構**

定款に基づき、3名以上の取締役が株主総会において選任され、会社を運営します。議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

**b 投資運用の意思決定機構**

投資運用の意思決定機構である投資政策委員会において、運用政策の基本方針の審議ないし決定が行われます。

投資政策委員会は、常務取締役、チーフインベストメントオフィサー、ポートフォリオマネージャーその他社長が指名する者をもって構成します。投資政策委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策委員会が随時招集されます。

また、投資方針ならびに投資制限条項との関連での妥当性等を分析、管理する機関として投資管理委員会を設置しています。

**2【事業の内容及び営業の概況】**

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。

平成21年1月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は次の通りです。（ただし、マザーファンドを除きます。）

| 種類    |    |      | 本数 | 純資産総額(円)          |
|-------|----|------|----|-------------------|
| 追加型投信 | 国内 | 株式   | 6  | 27,095,841,267    |
|       | 海外 | 株式   | 11 | 30,584,536,306    |
|       |    | 債券   | 10 | 192,650,484,869   |
|       | 内外 | 株式   | 8  | 1,203,719,014,485 |
|       |    | 資産複合 | 8  | 140,489,305,576   |
| 合計    |    |      | 43 | 1,594,539,182,503 |

種類は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

### 3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、第22期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、旧「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号)に基づいて作成しております。

なお、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表については、あらた監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の中間財務諸表については、あらた監査法人の中間監査を受けております。

## （１）【貸借対照表】

|          |          | 第22期<br>(平成19年 3月31日現在) |           |       | 第23期<br>(平成20年 3月31日現在) |            |       |
|----------|----------|-------------------------|-----------|-------|-------------------------|------------|-------|
| 資 産 の 部  |          |                         |           |       |                         |            |       |
| 区 分      | 注記<br>番号 | 内 訳                     | 金 額       | 構成比   | 内 訳                     | 金 額        | 構成比   |
|          |          | 千円                      | 千円        | %     | 千円                      | 千円         | %     |
| 流動資産     |          |                         |           |       |                         |            |       |
| 現金       |          |                         | 440       |       |                         | -          |       |
| 預金       |          |                         | 5,471,609 |       |                         | -          |       |
| 現金・預金    |          |                         | -         |       |                         | 10,916,637 |       |
| 前払費用     |          |                         | 22,511    |       |                         | 48,560     |       |
| 未収入金     |          |                         | 5,295     |       |                         | 523        |       |
| 未収委託者報酬  |          |                         | 2,133,450 |       |                         | 2,332,200  |       |
| 未収収益     | 1        |                         | 583,693   |       |                         | 445,653    |       |
| 繰延税金資産   |          |                         | 182,602   |       |                         | 255,860    |       |
| その他      |          |                         | 5,140     |       |                         | 17,016     |       |
| 流動資産計    |          |                         | 8,404,744 | 92.2  |                         | 14,016,454 | 93.9  |
| 固定資産     |          |                         |           |       |                         |            |       |
| 有形固定資産   |          |                         | 210,948   | 2.3   |                         | 183,058    | 1.2   |
| 建物付属設備   | 2        | 114,023                 |           |       | 99,297                  |            |       |
| 器具備品     | 2        | 96,925                  |           |       | 83,760                  |            |       |
| 無形固定資産   |          |                         | 31,919    | 0.3   |                         | 59,326     | 0.4   |
| ソフトウェア   | 3        | 23,860                  |           |       | 48,992                  |            |       |
| その他      |          | 8,059                   |           |       | 10,334                  |            |       |
| 投資その他の資産 |          |                         | 471,068   | 5.2   |                         | 665,245    | 4.5   |
| 投資有価証券   |          | 6,033                   |           |       | 1,105                   |            |       |
| 長期前払費用   |          | -                       |           |       | 17,418                  |            |       |
| 長期差入保証金  |          | 94,497                  |           |       | 124,833                 |            |       |
| 敷金       |          | 80,080                  |           |       | 49,424                  |            |       |
| 繰延税金資産   |          | 290,457                 |           |       | 472,464                 |            |       |
| 固定資産計    |          |                         | 713,937   | 7.8   |                         | 907,631    | 6.1   |
| 資 産 合 計  |          |                         | 9,118,681 | 100.0 |                         | 14,924,085 | 100.0 |

|              |          | 第22期<br>(平成19年3月31日現在) |           |       | 第23期<br>(平成20年3月31日現在) |            |       |
|--------------|----------|------------------------|-----------|-------|------------------------|------------|-------|
| 負債の部         |          |                        |           |       |                        |            |       |
| 区 分          | 注記<br>番号 | 内 訳                    | 金 額       | 構成比   | 内 訳                    | 金 額        | 構成比   |
|              |          | 千円                     | 千円        | %     | 千円                     | 千円         | %     |
| 流動負債         |          |                        |           |       |                        |            |       |
| 預り金          |          |                        | 218,878   |       |                        | 198,004    |       |
| 未払金          |          |                        | 1,836,969 |       |                        | 1,899,790  |       |
| 未払手数料        |          | 1,155,180              |           |       | 1,239,881              |            |       |
| その他未払金       | 1        | 681,788                |           |       | 659,910                |            |       |
| 未払法人税等       |          |                        | 2,114,981 |       |                        | 2,701,564  |       |
| 未払消費税        |          |                        | 264,041   |       |                        | 330,134    |       |
| 賞与引当金        |          |                        | 50,475    |       |                        | 124,830    |       |
| 役員賞与引当金      |          |                        | 82,368    |       |                        | 38,820     |       |
| 流動負債計        |          |                        | 4,567,712 | 50.1  |                        | 5,293,144  | 35.5  |
| 固定負債         |          |                        |           |       |                        |            |       |
| 退職給付引当金      |          |                        | 331,237   |       |                        | 454,641    |       |
| 役員退職慰労引当金    |          |                        | 382,525   |       |                        | 706,495    |       |
| 固定負債計        |          |                        | 713,762   | 7.8   |                        | 1,161,137  | 7.8   |
| 負債合計         |          |                        | 5,281,475 | 57.9  |                        | 6,454,281  | 43.3  |
| 純資産の部        |          |                        |           |       |                        |            |       |
| 区 分          | 注記<br>番号 | 内 訳                    | 金 額       | 構成比   | 内 訳                    | 金 額        | 構成比   |
|              |          | 千円                     | 千円        | %     | 千円                     | 千円         | %     |
| 株主資本         |          |                        |           |       |                        |            |       |
| 資本金          |          |                        | 200,000   | 2.2   |                        | 200,000    | 1.3   |
| 利益剰余金        |          |                        | 3,637,245 | 39.9  |                        | 8,269,800  | 55.4  |
| 利益準備金        |          |                        |           |       | 40,000                 |            |       |
| その他利益剰余金     |          | 3,637,245              |           |       | 8,229,800              |            |       |
| 繰越利益剰余金      |          | 3,637,245              |           |       | 8,229,800              |            |       |
| 評価・換算差額等     |          |                        |           |       |                        |            |       |
| その他有価証券評価差額金 |          |                        | 39        | 0.0   |                        | 2          | 0.0   |
| 純資産合計        |          |                        | 3,837,205 | 42.1  |                        | 8,469,803  | 56.7  |
| 負債・純資産合計     |          |                        | 9,118,681 | 100.0 |                        | 14,924,085 | 100.0 |

## （２）【損益計算書】

|                                 |                            |           |           | 第22期<br>自 平成18年 4 月 1 日<br>至 平成19年 3 月31日 |            |            | 第23期<br>自 平成19年 4 月 1 日<br>至 平成20年 3 月31日 |      |     |
|---------------------------------|----------------------------|-----------|-----------|-------------------------------------------|------------|------------|-------------------------------------------|------|-----|
| 区 分                             |                            |           | 注記<br>番号  | 内 訳                                       | 金 額        | 構成比        | 内 訳                                       | 金 額  | 構成比 |
| 経<br>常<br>損<br>益<br>の<br>部      | 営<br>業<br>損<br>益<br>の<br>部 | 営業収益      | 1         | 千円                                        | 千円         | %          | 千円                                        | 千円   | %   |
|                                 |                            | 委託者報酬     |           | 19,273,115                                |            | 33,974,650 |                                           |      |     |
|                                 |                            | その他営業収益   |           | 1,681,699                                 |            | 1,684,678  |                                           |      |     |
|                                 |                            | 営業収益計     |           | 20,954,815                                | 100.0      | 35,659,329 | 100.0                                     |      |     |
|                                 |                            | 営業費用      | 1         |                                           |            |            |                                           |      |     |
|                                 |                            | 支払手数料     |           | 11,649,209                                |            | 20,964,032 |                                           |      |     |
|                                 |                            | 広告宣伝費     |           | 156,017                                   |            | 176,032    |                                           |      |     |
|                                 |                            | 受益証券発行費   |           | 16,196                                    |            | -          |                                           |      |     |
|                                 |                            | 調査費       |           | 1,405,995                                 |            | 2,117,955  |                                           |      |     |
|                                 |                            | 調査費       |           | 40,711                                    |            | 55,270     |                                           |      |     |
|                                 |                            | 委託調査費     |           | 1,365,283                                 |            | 2,062,685  |                                           |      |     |
|                                 |                            | 委託計算費     |           | 177,306                                   |            | 210,905    |                                           |      |     |
|                                 |                            | 営業雑経費     |           | 316,468                                   |            | 414,374    |                                           |      |     |
|                                 |                            | 通信費       |           | 24,612                                    |            | 32,951     |                                           |      |     |
|                                 |                            | 印刷費       |           | 267,728                                   |            | 352,262    |                                           |      |     |
|                                 |                            | 諸会費       |           | 8,888                                     |            | 16,862     |                                           |      |     |
|                                 |                            | 図書費       |           | 2,101                                     |            | 2,174      |                                           |      |     |
|                                 |                            | 諸経費       |           | 13,138                                    |            | 10,122     |                                           |      |     |
|                                 |                            | 営業費用計     |           |                                           | 13,721,194 | 65.5       | 23,883,299                                | 67.0 |     |
|                                 |                            | 一般管理費     |           | 2                                         |            |            |                                           |      |     |
|                                 |                            | 給料        | 1,567,495 |                                           |            | 1,987,451  |                                           |      |     |
|                                 |                            | 役員報酬      | 110,840   |                                           |            | 96,588     |                                           |      |     |
|                                 |                            | 給料・手当     | 619,778   |                                           |            | 1,050,733  |                                           |      |     |
|                                 |                            | 役員賞与      | 86,971    |                                           |            | -          |                                           |      |     |
|                                 |                            | 賞与        | 22,801    |                                           |            | 118,516    |                                           |      |     |
|                                 |                            | 賞与引当金繰入   | 342,338   |                                           |            | 499,971    |                                           |      |     |
|                                 |                            | 役員賞与引当金繰入 | 384,764   |                                           |            | 221,641    |                                           |      |     |
|                                 |                            | 旅費交通費     | 70,497    |                                           |            | 94,853     |                                           |      |     |
|                                 |                            | 租税公課      | 39,970    |                                           |            | 69,454     |                                           |      |     |
|                                 |                            | 不動産賃借料    | 137,831   |                                           | 180,227    |            |                                           |      |     |
|                                 | 退職給付費用                     | 63,302    |           | 124,291                                   |            |            |                                           |      |     |
|                                 | 役員退職慰労引当金繰入                | 275,504   |           | 323,969                                   |            |            |                                           |      |     |
|                                 | 固定資産減価償却費                  | 44,993    |           | 60,912                                    |            |            |                                           |      |     |
|                                 | 消耗器具備品費                    | 39,209    |           | 18,711                                    |            |            |                                           |      |     |
|                                 | 人材採用費                      | 62,001    |           | 73,437                                    |            |            |                                           |      |     |
|                                 | 修繕維持費                      | 31,134    |           | 21,346                                    |            |            |                                           |      |     |
| 諸経費                             | 72,612                     |           | 177,198   |                                           |            |            |                                           |      |     |
| 一般管理費計                          | 2,404,553                  | 11.4      | 3,131,855 | 8.8                                       |            |            |                                           |      |     |
| 営 業 利 益                         |                            |           |           | 4,829,067                                 | 23.1       |            | 8,644,173                                 | 24.2 |     |
| 営<br>業<br>外<br>損<br>益<br>の<br>部 | 営業外収益                      |           |           |                                           |            |            |                                           |      |     |
|                                 | 受取利息                       |           | 1,751     |                                           | 14,775     |            |                                           |      |     |
|                                 | 受取配当金                      |           | 30        |                                           | -          |            |                                           |      |     |
|                                 | その他                        |           | 474       |                                           | 1,486      |            |                                           |      |     |
|                                 | 営業外収益計                     |           | 2,255     | 0.0                                       | 16,261     | 0.0        |                                           |      |     |
|                                 | 営業外費用                      |           |           |                                           |            |            |                                           |      |     |
|                                 | 支払手数料                      |           | 9,174     |                                           | 14,402     |            |                                           |      |     |
|                                 | その他                        |           | -         |                                           | 347        |            |                                           |      |     |
| 営業外費用計                          | 9,174                      | 0.0       | 14,749    | 0.0                                       |            |            |                                           |      |     |

|              |           |   |  |           |      |  |           |      |
|--------------|-----------|---|--|-----------|------|--|-----------|------|
| 経常利益         |           |   |  | 4,822,148 | 23.0 |  | 8,645,685 | 24.2 |
| 特別損益の部       | 特別利益      |   |  |           |      |  |           |      |
|              | 投資有価証券売却益 |   |  | 13,529    |      |  | 644       |      |
|              | 特別利益計     |   |  | 13,529    | 0.1  |  | 644       | 0.0  |
|              | 特別損失      |   |  |           |      |  |           |      |
|              | 固定資産除却損   | 3 |  | -         |      |  | 429       |      |
|              | 特別損失計     |   |  | -         |      |  | 429       | 0.0  |
| 税引前当期純利益     |           |   |  | 4,835,677 | 23.1 |  | 8,645,900 | 24.2 |
| 法人税等         |           | 4 |  | 2,421,016 | 11.6 |  | -         | -    |
| 法人税、住民税及び事業税 |           |   |  | -         | -    |  | 3,868,639 | 10.8 |
| 法人税等調整額      |           |   |  | 218,626   | 1.0  |  | 255,294   | 0.8  |
| 当期純利益        |           |   |  | 2,633,287 | 12.6 |  | 5,032,555 | 14.1 |

## （３）【株主資本等変動計算書】

第22期（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

|                             | 株主資本    |              |                 |            | 評価・換算差額等             |                    | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|---------|--------------|-----------------|------------|----------------------|--------------------|-----------|
|                             | 資本金     | 利益剰余金        |                 | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・<br>換算差額<br>等合計 |           |
|                             |         | その他<br>利益剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |            |                      |                    |           |
|                             |         | 繰越利益<br>剰余金  |                 |            |                      |                    |           |
| 平成18年 3月31日残高<br>(千円)       | 200,000 | 1,003,957    | 1,003,957       | 1,203,957  | 171                  | 171                | 1,204,128 |
| 事業年度中の変動額                   |         |              |                 |            |                      |                    |           |
| 当期純利益                       | -       | 2,633,287    | 2,633,287       | 2,633,287  | -                    | -                  | 2,633,287 |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） | -       | -            | -               | -          | 210                  | 210                | 210       |
| 事業年度中の変動額合計<br>(千円)         | -       | 2,633,287    | 2,633,287       | 2,633,287  | 210                  | 210                | 2,633,077 |
| 平成19年 3月31日残高<br>(千円)       | 200,000 | 3,637,245    | 3,637,245       | 3,837,245  | 39                   | 39                 | 3,837,205 |

第23期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

（単位：千円）

|                             | 株主資本    |           |               |                 |            | 評価・換算差額等             |                    | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|---------|-----------|---------------|-----------------|------------|----------------------|--------------------|-----------|
|                             | 資本金     | 利益剰余金     |               |                 | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・<br>換算差額<br>等合計 |           |
|                             |         | 利益<br>準備金 | その他の<br>利益剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |            |                      |                    |           |
|                             |         |           | 繰越利益<br>剰余金   |                 |            |                      |                    |           |
| 平成19年 3月31日残高               | 200,000 |           | 3,637,245     | 3,637,245       | 3,837,245  | 39                   | 39                 | 3,837,205 |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |               |                 |            |                      |                    |           |
| 利益準備金の積立て                   | -       | 40,000    | 40,000        | -               | -          | -                    | -                  | -         |
| 剰余金の配当                      | -       | -         | 400,000       | 400,000         | 400,000    | -                    | -                  | 400,000   |
| 当期純利益                       | -       | -         | 5,032,555     | 5,032,555       | 5,032,555  | -                    | -                  | 5,032,555 |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） | -       | -         | -             | -               | -          | 41                   | 41                 | 41        |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | 40,000    | 4,592,555     | 4,632,555       | 4,632,555  | 41                   | 41                 | 4,632,596 |
| 平成20年 3月31日残高               | 200,000 | 40,000    | 8,229,800     | 8,269,800       | 8,469,800  | 2                    | 2                  | 8,469,803 |

## 重要な会計方針

| 区分                | 第22期<br>自 平成18年４月１日<br>至 平成19年３月31日                                                                  | 第23期<br>自 平成19年４月１日<br>至 平成20年３月31日 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | （１）その他有価証券<br>時価のあるもの<br>決算日の市場価格等に基づく時価<br>法（評価差額は全部純資産直入法に<br>より処理し、売却原価は移動平均法に<br>より算定）を採用しております。 | （１）その他有価証券<br>時価のあるもの<br>同左         |

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2. 固定資産の減価償却の方法            | <p>(1) 有形固定資産<br/>定率法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産<br/>定額法により償却しております。<br/>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>(1) 有形固定資産<br/>定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)<br/>法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。当該変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)<br/>法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。<br/>当該変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産<br/>同左</p> |
| 3. 引当金の計上基準                | <p>(1) 貸倒引当金<br/>債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金<br/>従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金<br/>役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。<br/>(追加情報)<br/>「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第4号）が平成17年11月29日に公表されたことに伴い、役員賞与を発生時に会計処理することとしております。</p> <p>(4) 退職給付引当金<br/>従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。<br/>なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を採用し、退職一時金制度について退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金<br/>役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当会計期間末要支給額を計上しております。</p> | <p>(1) 貸倒引当金<br/>同左</p> <p>(2) 賞与引当金<br/>同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金<br/>同左</p> <p>(4) 退職給付引当金<br/>同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金<br/>同左</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 消費税等の会計処理<br/>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>(1) 消費税等の会計処理<br/>同左</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

| 第22期<br>自 平成18年 4 月 1 日<br>至 平成19年 3 月31日                                                                                                                                                                                                                                                | 第23期<br>自 平成19年 4 月 1 日<br>至 平成20年 3 月31日 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <p>（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は3,837,205千円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> | <p>_____</p>                              |

## 表示方法の変更

| 第22期<br>自 平成18年 4 月 1 日<br>至 平成19年 3 月31日               | 第23期<br>自 平成19年 4 月 1 日<br>至 平成20年 3 月31日                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（貸借対照表）</p> <p>_____</p> <p>（損益計算書）</p> <p>_____</p> | <p>（貸借対照表）</p> <p>「金融商品取引業に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。</p> <p>（損益計算書）</p> <p>「金融商品取引業に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「法人税等」として掲記されていたものは、当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p> |

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

| 第22期<br>自 平成18年 4 月 1 日<br>至 平成19年 3 月31日                                                                                                                                                       | 第23期<br>自 平成19年 4 月 1 日<br>至 平成20年 3 月31日                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 関係会社に対する主要なものは次のとおりであります。</p> <p>未収収益 193,642千円</p> <p>未払金 488,883千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物付属設備 14,416千円</p> <p>器具備品 45,163千円</p> <p>3 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 5,630千円</p> | <p>1</p> <p>_____</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物付属設備 31,201千円</p> <p>器具備品 80,221千円</p> <p>3</p> <p>_____</p> |

## （損益計算書関係）

| 第22期<br>自 平成18年 4 月 1 日<br>至 平成19年 3 月31日                                                                                                                                       | 第23期<br>自 平成19年 4 月 1 日<br>至 平成20年 3 月31日                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 関係会社に対する主要なものは次のとおりであります。</p> <p>その他営業収益 561,592千円</p> <p>委託調査費 1,365,283千円</p> <p>2 役員報酬の範囲額</p> <p>取締役年額 1,000,000千円以内</p> <p>監査役年額 50,000千円以内</p> <p>3</p> <p>_____</p> | <p>1</p> <p>_____</p> <p>2</p> <p>_____</p> <p>3 固定資産除却損は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 429千円</p> |

|                                             |   |
|---------------------------------------------|---|
| 4 法人税等<br>法人税等には、法人税、住民税及び事業税が含まれて<br>おります。 | 4 |
|---------------------------------------------|---|

## （株主資本等変動計算書関係）

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 第21期事業年度末<br>株式数<br>（株） | 第22期事業年度<br>増加株式数<br>（株） | 第22期事業年度<br>減少株式数<br>（株） | 第22期事業年度末<br>株式数<br>（株） |
|-------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 発行済株式 |                         |                          |                          |                         |
| 普通株式  | 800                     | -                        | -                        | 800                     |
| 合計    | 800                     | -                        | -                        | 800                     |

## 2．配当に関する事項

（1）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| （決議）                 | 株式の種類 | 配当の総額<br>（千円） | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|---------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成19年6月22日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 400,000       | 利益剰余金 | 500,000         | 平成19年3月31日 | 平成19年6月25日 |

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 第22期事業年度末<br>株式数<br>（株） | 第23期事業年度<br>増加株式数<br>（株） | 第23期事業年度<br>減少株式数<br>（株） | 第23期事業年度末<br>株式数<br>（株） |
|-------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 発行済株式 |                         |                          |                          |                         |
| 普通株式  | 800                     | -                        | -                        | 800                     |
| 合計    | 800                     | -                        | -                        | 800                     |

## 2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

| （決議）                 | 株式の種類 | 配当の総額<br>（千円） | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|---------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成19年6月22日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 400,000       | 利益剰余金 | 500,000         | 平成19年3月31日 | 平成19年6月25日 |

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり決議を予定しております。

| （決議）                 | 株式の種類 | 配当の総額<br>（千円） | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|---------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 平成20年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 3,000,000     | 利益剰余金 | 3,750,000       | 平成20年3月31日 | 平成20年6月26日 |

## （リース取引関係）

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## （有価証券関係）

第22期（平成19年3月31日現在）

## 1．その他有価証券で時価のあるもの

| 区分 | 種類 | 取得原価<br>（千円） | 貸借対照表計上額<br>（千円） | 差額（千円） |
|----|----|--------------|------------------|--------|
|----|----|--------------|------------------|--------|

|                          |          |       |       |     |
|--------------------------|----------|-------|-------|-----|
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えるもの  | 投資信託受益証券 | 1,100 | 1,155 | 55  |
|                          | 小計       | 1,100 | 1,155 | 55  |
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えないもの | 投資信託受益証券 | 5,000 | 4,878 | 122 |
|                          | 小計       | 5,000 | 4,878 | 122 |
| 合計                       |          | 6,100 | 6,033 | 67  |

## 2．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

| 売却額（千円） | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|---------|------------|------------|
| 114,729 | 13,529     | -          |

## 第23期（平成20年3月31日現在）

## 1．その他有価証券で時価のあるもの

| 区分                       | 種類       | 取得原価<br>（千円） | 貸借対照表計上額<br>（千円） | 差額（千円） |
|--------------------------|----------|--------------|------------------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えるもの  | 投資信託受益証券 | 100          | 133              | 33     |
|                          | 小計       | 100          | 133              | 33     |
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えないもの | 投資信託受益証券 | 1,000        | 971              | 28     |
|                          | 小計       | 1,000        | 971              | 28     |
| 合計                       |          | 1,100        | 1,105            | 5      |

## 2．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

| 売却額（千円） | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|---------|------------|------------|
| 6,644   | 644        | -          |

## （デリバティブ取引関係）

## 第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## 第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## （退職給付関係）

| 区分                | 第22期<br>（平成19年3月31日現在）           | 第23期<br>（平成20年3月31日現在） |
|-------------------|----------------------------------|------------------------|
| 1．採用している退職給付制度の概要 | 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 | 同左                     |
| 2．退職給付債務の額        | 331,237千円                        | 454,641千円              |
| 退職給付引当金の額         | 331,237千円                        | 454,641千円              |
| 3．退職給付費用          | 63,302千円                         | 124,291千円              |

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

| 区分               | 第22期<br>（平成19年3月31日） | 第23期<br>（平成20年3月31日） |
|------------------|----------------------|----------------------|
| 繰延税金資産           |                      |                      |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 290,430千円            | 472,466千円            |
| 未払事業税否認          | 157,733千円            | 201,467千円            |
| 賞与引当金損金算入限度超過額   | 20,538千円             | 50,793千円             |
| その他              | 4,358千円              | 3,599千円              |
| 繰延税金資産小計         | 473,060千円            | 728,327千円            |
| 繰延税金負債           |                      |                      |
| その他有価証券評価差額      | -                    | 2千円                  |

|              |           |           |
|--------------|-----------|-----------|
| 繰延税金負債小計     | -         | 2千円       |
| 繰延税金資産合計（純額） | 473,060千円 | 728,325千円 |

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| 区分                | 第22期<br>（平成19年3月31日） | 第23期<br>（平成20年3月31日）                                          |
|-------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------|
| 法定実効税率            | 40.7%                | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 |
| （調整）              |                      |                                                               |
| 交際費等永久に損金算入されない項目 | 4.0%                 |                                                               |
| 住民税均等割等           | 0.8%                 |                                                               |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 45.5%                |                                                               |

### （関連当事者との取引関係）

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

#### （1）親会社及び法人主要株主等

| 属性       | 会社等の名称   | 住所        | 資本金又は出資金           | 事業の内容又は職業 | 議決権等の被所有割合 | 関係内容   |           | 取引の内容        | 取引金額<br>（千円） | 科目  | 期末残高<br>（千円） |
|----------|----------|-----------|--------------------|-----------|------------|--------|-----------|--------------|--------------|-----|--------------|
|          |          |           |                    |           |            | 役員の兼任等 | 事業上の関係    |              |              |     |              |
| その他の関係会社 | ビクテアンドシー | スイス、ジュネーブ | パートナーシップ制のため資本金はなし | 銀行        | -          | 兼任1名   | 投資運用の委託契約 | 運用手数料の支払（注1） | 585,410      | 未払金 | 188,295      |

#### （2）兄弟会社等

| 属性       | 会社等の名称              | 住所      | 資本金又は出資金      | 事業の内容又は職業 | 議決権等の被所有割合 | 関係内容   |           | 取引の内容        | 取引金額<br>（千円） | 科目   | 期末残高<br>（千円） |
|----------|---------------------|---------|---------------|-----------|------------|--------|-----------|--------------|--------------|------|--------------|
|          |                     |         |               |           |            | 役員の兼任等 | 事業上の関係    |              |              |      |              |
| その他の関係会社 | ビクテアセットマネージメントリミテッド | 英国、ロンドン | 959,789       | 資産運用会社    | -          | 兼任1名   | 投資運用の委託契約 | 運用手数料の支払（注1） | 779,873      | 未払金  | 300,588      |
| その他の関係会社 | ビクテアンドシー（ヨーロッパ）エスエー | ルクセンブルグ | CHF50,000,000 | 銀行        | -          | -      | 投資運用の受託契約 | 運用手数料の受取（注1） | 456,436      | 未収収益 | 112,698      |

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）運用手数料の收受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

#### （1）兄弟会社等

| 属性      | 会社等の名称              | 住所        | 資本金又は出資金      | 事業の内容又は職業 | 議決権等の被所有割合 | 関係内容   |           | 取引の内容        | 取引金額<br>（千円） | 科目   | 期末残高<br>（千円） |
|---------|---------------------|-----------|---------------|-----------|------------|--------|-----------|--------------|--------------|------|--------------|
|         |                     |           |               |           |            | 役員の兼任等 | 事業上の関係    |              |              |      |              |
| 親会社の子会社 | ビクテアセットマネージメントエスエー  | スイス、ジュネーブ | CHF10,000,000 | 資産運用会社    | -          | -      | 投資運用の受託契約 | 運用手数料の受取（注1） | 101,411      | 未収収益 | 21,208       |
|         |                     |           |               |           |            |        | 投資運用の委託契約 | 運用手数料の支払（注1） | 1,263,820    | 未払金  | 300,475      |
| 親会社の子会社 | ビクテアセットマネージメントリミテッド | 英国、ロンドン   | 959,789       | 資産運用会社    | -          | 兼任1名   | 投資運用の受託契約 | 運用手数料の受取（注1） | 89,965       | 未収収益 | 41,340       |
|         |                     |           |               |           |            |        | 投資運用の委託契約 | 運用手数料の支払（注1） | 798,865      | 未払金  | 171,385      |

|             |                                     |             |               |    |   |   |                       |                          |         |          |       |
|-------------|-------------------------------------|-------------|---------------|----|---|---|-----------------------|--------------------------|---------|----------|-------|
| 親会社<br>の子会社 | ビクテ<br>アンド<br>シー<br>(ヨーロッパ)<br>エスエー | ルクセン<br>ブルグ | CHF50,000,000 | 銀行 | - | - | 投資<br>運用の<br>受託<br>契約 | 運用<br>手数料<br>の受取<br>(注1) | 148,662 | 未収<br>収益 | 5,166 |
|-------------|-------------------------------------|-------------|---------------|----|---|---|-----------------------|--------------------------|---------|----------|-------|

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(1株当たり情報)

| 第22期事業年度<br>自 平成18年4月1日<br>至 平成19年3月31日                  |               | 第23期事業年度<br>自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日                  |                |
|----------------------------------------------------------|---------------|----------------------------------------------------------|----------------|
| 1株当たり純資産額                                                | 4,796,507円04銭 | 1株当たり純資産額                                                | 10,587,254円20銭 |
| 1株当たり当期純利益                                               | 3,291,609円48銭 | 1株当たり当期純利益                                               | 6,290,694円11銭  |
| 損益計算書上当期純利益                                              | 2,633,287千円   | 損益計算書上当期純利益                                              | 5,032,555千円    |
| 1株当たり当期純利益の算定に<br>用いられた当期純利益                             | 2,633,287千円   | 1株当たり当期純利益の算定に<br>用いられた当期純利益                             | 5,032,555千円    |
| 差額                                                       | -             | 差額                                                       | -              |
| 期中平均株式数                                                  |               | 期中平均株式数                                                  |                |
| 普通株式                                                     | 800株          | 普通株式                                                     | 800株           |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。 |               | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。 |                |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

|          |          | 第24期中間会計期間末<br>(平成20年9月30日現在) |
|----------|----------|-------------------------------|
| 資 産 の 部  |          |                               |
| 区 分      | 注記<br>番号 | 金 額                           |
| (資産の部)   |          | 千円                            |
| 流動資産     |          |                               |
| 現金・預金    |          | 5,567,209                     |
| 信託預金     |          | 2,998,496                     |
| 未収委託者報酬  |          | 2,032,925                     |
| 未収収益     |          | 447,164                       |
| 繰延税金資産   |          | 203,377                       |
| その他      |          | 109,588                       |
| 流動資産計    |          | 11,358,760                    |
| 固定資産     |          |                               |
| 有形固定資産   | 1        | 323,259                       |
| 無形固定資産   |          | 71,077                        |
| 投資その他の資産 |          |                               |
| 繰延税金資産   |          | 495,617                       |
| その他      |          | 288,605                       |
| 固定資産計    |          | 1,178,560                     |
| 資産合計     |          | 12,537,320                    |

|           |          | 第24期中間会計期間末<br>(平成20年9月30日現在) |
|-----------|----------|-------------------------------|
| 負 債 の 部   |          |                               |
| 区 分       | 注記<br>番号 | 金 額                           |
| (負債の部)    |          | 千円                            |
| 流動負債      |          |                               |
| 未払金       |          | 1,811,198                     |
| 未払法人税等    |          | 1,514,294                     |
| 賞与引当金     |          | 213,789                       |
| 役員賞与引当金   |          | 77,162                        |
| その他       | 2        | 71,967                        |
| 流動負債計     |          | 3,688,412                     |
| 固定負債      |          |                               |
| 退職給付引当金   |          | 498,819                       |
| 役員退職慰労引当金 |          | 719,212                       |
| 固定負債計     |          | 1,218,031                     |
| 負債合計      |          | 4,906,444                     |
| 純資産の部     |          |                               |
| 区 分       | 注記<br>番号 | 金 額                           |
| (純資産の部)   |          | 千円                            |
| 株主資本      |          |                               |
| 資本金       |          | 200,000                       |
| 利益剰余金     |          |                               |
| 利益準備金     |          | 50,000                        |
| その他利益剰余金  |          |                               |

|          |  |            |
|----------|--|------------|
| 繰越利益剰余金  |  | 7,380,876  |
| 利益剰余金合計  |  | 7,430,876  |
| 株主資本合計   |  | 7,630,876  |
| 純資産合計    |  | 7,630,876  |
| 負債・純資産合計 |  | 12,537,320 |

## (2) 中間損益計算書

|              |          | 第24期中間会計期間<br>自 平成20年 4 月 1 日<br>至 平成20年 9 月30日 |
|--------------|----------|-------------------------------------------------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額                                              |
|              |          | 千円                                              |
| 営業収益         |          |                                                 |
| 委託者報酬        |          | 14,829,453                                      |
| その他営業収益      |          | 569,807                                         |
| 営業収益計        |          | 15,399,260                                      |
| 営業費用及び一般管理費  | 1        | 11,686,409                                      |
| 営業利益         |          | 3,712,850                                       |
| 営業外収益        | 2        | 12,053                                          |
| 営業外費用        | 3        | 14,560                                          |
| 経常利益         |          | 3,710,344                                       |
| 特別利益         |          | 88                                              |
| 特別損失         | 4        | 31,269                                          |
| 税引前中間純利益     |          | 3,679,163                                       |
| 法人税、住民税及び事業税 |          | 1,488,754                                       |
| 法人税等調整額      |          | 29,333                                          |
| 中間純利益        |          | 2,161,075                                       |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

|           | 第24期中間会計期間<br>( 自 平成20年 4 月 1 日<br>至 平成20年 9 月30日 ) |
|-----------|-----------------------------------------------------|
| 株主資本      |                                                     |
| 資本金       |                                                     |
| 前期末残高     | 200,000                                             |
| 当中間期変動額   |                                                     |
| 新株の発行     | -                                                   |
| 当中間期変動額合計 | -                                                   |
| 当中間期末残高   | 200,000                                             |
| 利益剰余金     |                                                     |
| 利益準備金     |                                                     |
| 前期末残高     | 40,000                                              |
| 当中間期変動額   |                                                     |
| 利益準備金積立   | 10,000                                              |
| 当中間期変動額合計 | 10,000                                              |
| 当中間期末残高   | 50,000                                              |
| その他の利益剰余金 |                                                     |
| 繰越利益剰余金   |                                                     |
| 前期末残高     | 8,229,800                                           |
| 当中間期変動額   |                                                     |
| 利益準備金積立   | 10,000                                              |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 剰余金の配当    | 3,000,000 |
| 中間純利益     | 2,161,075 |
| 当中間期変動額合計 | 848,925   |
| 当中間期末残高   | 7,380,876 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 利益剰余金合計   |           |
| 前期末合計     | 8,269,800 |
| 当中間期変動額   |           |
| 剰余金の配当    | 3,000,000 |
| 中間純利益     | 2,161,075 |
| 当中間期変動額合計 | 838,925   |
| 当中間期末残高   | 7,430,876 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 株主資本合計    |           |
| 前期末合計     | 8,469,800 |
| 当中間期変動額   |           |
| 剰余金の配当    | 3,000,000 |
| 中間純利益     | 2,161,075 |
| 当中間期変動額合計 | 838,925   |
| 当中間期末残高   | 7,630,876 |

## 評価・換算差額等

## その他有価証券評価差額金

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 前期末合計                     | 2 |
| 当中間期変動額                   |   |
| 株主資本以外の金額の<br>当中間期変動額（純額） | 2 |
| 当中間期変動額合計                 | 2 |
| 当中間期末残高                   | - |

## 評価・換算差額等合計

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 前期末合計                     | 2 |
| 当中間期変動額                   |   |
| 株主資本以外の金額の<br>当中間期変動額（純額） | 2 |
| 当中間期変動額合計                 | 2 |
| 当中間期末残高                   | - |

## 純資産合計

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 前期末合計                     | 8,469,803 |
| 当中間期変動額                   |           |
| 剰余金の配当                    | 3,000,000 |
| 中間純利益                     | 2,161,075 |
| 株主資本以外の金額の<br>当中間期変動額（純額） | 2         |
| 当中間期変動額合計                 | 838,927   |
| 当中間期末残高                   | 7,630,876 |

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

|    |                                                 |
|----|-------------------------------------------------|
| 区分 | 第24期中間会計期間<br>自 平成20年 4 月 1 日<br>至 平成20年 9 月30日 |
|----|-------------------------------------------------|

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 資産の評価基準及び評価方法             | (1) 有価証券<br>その他有価証券<br>時価のあるもの<br>中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法              | (1) 有形固定資産<br>定率法により償却しております。<br><br>(2) 無形固定資産<br>定額法により償却しております。<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 3. 引当金の計上基準                  | (1) 貸倒引当金<br>債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。<br><br>(2) 賞与引当金<br>従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。<br><br>(3) 役員賞与引当金<br>役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。<br><br>(4) 退職給付引当金<br>従業員の退職金支給に充てるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。<br>なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を採用し、退職一時金制度について退職給付に係る当中間会計期間末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。<br><br>(5) 役員退職慰労引当金<br>役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当中間会計期間末要支給額を計上しております。 |
| 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | (1) 消費税等の会計処理<br>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

| 区分               | 第24期中間会計期間末<br>（平成20年9月30日現在）                              |
|------------------|------------------------------------------------------------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 126,979千円                                                  |
| 2 消費税等の取扱い       | 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 |

## （中間損益計算書関係）

| 区分              | 第24期中間会計期間<br>自 平成20年4月1日<br>至 平成20年9月30日 |
|-----------------|-------------------------------------------|
| 1 減価償却実施額       | 有形固定資産 27,456千円<br>無形固定資産 7,601千円         |
| 2 営業外収益のうち主要なもの | 受取利息 11,386千円                             |
| 3 営業外費用のうち主要なもの | 支払手数料 11,191千円                            |
| 4 特別損失のうち主要なもの  | 固定資産除却損 30,153千円                          |

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第24期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

## １．発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 第23期事業年度末<br>株式数<br>(株) | 第24期中間会計期間<br>増加株式数<br>(株) | 第24期中間会計期間<br>減少株式数<br>(株) | 第24期中間会計期間<br>株式数<br>(株) |
|-------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 発行済株式 |                         |                            |                            |                          |
| 普通株式  | 800                     | -                          | -                          | 800                      |
| 合計    | 800                     | -                          | -                          | 800                      |

## ２．配当に関する事項

## (１)配当金支払額

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成20年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 3,000,000      | 3,750,000       | 平成20年3月31日 | 平成20年6月26日 |

(２)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第24期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (有価証券関係)

第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

第24期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

| 第24期中間会計期間<br>自 平成20年4月1日<br>至 平成20年9月30日               |               |
|---------------------------------------------------------|---------------|
| 1株当たり純資産額                                               | 9,538,595円44銭 |
| 1株当たり中間純利益                                              | 2,701,344円99銭 |
| 中間損益計算書上の中間純利益                                          | 2,161,075千円   |
| 1株当たり中間純利益の算定<br>に用いられた普通株式にかかる中間純利益                    | 2,161,075千円   |
| 差額                                                      | -             |
| 期中平均株式数                                                 |               |
| 普通株式                                                    | 800株          |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。 |               |

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

**4【利害関係人との取引制限】**

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「 」において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「 」に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

**5【その他】****（１）定款の変更**

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

**（２）事業譲渡または事業譲受**

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

**（３）訴訟事件その他の重要事項**

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】****（１）受託者**

| 名称               | 資本金の額     | 事業の内容                                                 |
|------------------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 中央三井アセット信託銀行株式会社 | 11,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

平成20年9月末日現在

**< 再信託受託会社の概要 >**

| 名称                   | 資本金の額     | 事業の内容                                                 |
|----------------------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 51,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

平成20年9月末日現在

**（再信託の目的）**

原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

**（２）販売会社**

| 名称 | 資本金の額 | 事業の内容 |
|----|-------|-------|
|----|-------|-------|

|                  |            |                               |
|------------------|------------|-------------------------------|
| 安藤証券株式会社         | 2,280百万円   | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| カブドットコム証券株式会社（注） | 7,196百万円   |                               |
| 株式会社ＳＢＩ証券（注）     | 47,937百万円  |                               |
| インヴァスト証券株式会社     | 5,965百万円   |                               |
| 日産センチュリー証券株式会社   | 1,500百万円   |                               |
| 三菱ＵＦＪ証券株式会社（注）   | 65,518百万円  |                               |
| 高木証券株式会社         | 11,069百万円  |                               |
| 中央証券株式会社         | 4,374百万円   |                               |
| 東海東京証券株式会社       | 36,000百万円  |                               |
| 日興コーディアル証券株式会社   | 100,000百万円 |                               |
| ワイエム証券株式会社       | 1,270百万円   |                               |
| 浜銀ＴＴ証券株式会社       | 3,307百万円   |                               |

平成20年9月末日現在。

（注）カブドットコム証券株式会社、株式会社ＳＢＩ証券、三菱ＵＦＪ証券株式会社では新規買付のお申込みは受付けていません。

## 2【関係業務の概要】

### （１）受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

### （２）販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

## 3【資本関係】

### （１）受託会社

該当事項はありません。

### （２）販売会社

該当事項はありません。

**第3【参考情報】**

当計算期間において下記の書類を関東財務局長に提出しています。

平成20年7月1日提出 有価証券届出書の訂正届出書

平成20年8月27日提出 有価証券報告書

平成20年8月27日提出 有価証券届出書

平成20年11月4日提出 有価証券届出書の訂正届出書

## 独立監査人の監査報告書

平成21年1月29日

ピクテ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・ニッポン・グロース・ファンドの平成20年5月28日から平成20年11月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ニッポン・グロース・ファンドの平成20年11月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（23期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ピクテ投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（24期中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

ピクテ投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員  
公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（23期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年7月30日

ピクテ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・ニッポン・グロース・ファンドの平成19年11月28日から平成20年5月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ニッポン・グロース・ファンドの平成20年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（22期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

ピクテ投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

代表社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。